

東海市条例第16号

東海市営住宅条例の一部を改正する条例

東海市営住宅条例（平成9年東海市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「身体障害者」を「身体障がい者」に改め、同条第2項ただし書中「障害」を「障がい」に改め、同項第2号中「その障害」を「その障がい」に、「掲げる障害」を「掲げる障がい」に改め、同号ア中「身体障害 身体障害者福祉法施行規則」を「身体障がい 身体障害者福祉法施行規則」に改め、同号イ中「精神障害（知的障害）」を「精神障がい（知的障がい）」に改め、同号ウ中「知的障害」を「知的障がい」に、「精神障害」を「精神障がい」に改め、同項第3号中「障害」を「障がい」に改め、同項第8号イ中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改め、「において」の次に「読み替えて」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。